

カナダ・LNG カナダ・プロジェクトに関する異議申立に係る調査結果等報告書

2026 年 1 月 26 日
株式会社 国際協力銀行
環境ガイドライン担当審査役
奥真美／佐瀬裕史

本報告書は、環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン(以下「環境ガイドライン」という。)に基づく異議申立手続要綱(以下「要綱」という。)V.5 第1項に基づき、国際協力銀行(以下「JBIC」という。)が融資するカナダの LNG カナダ・プロジェクト及びその不可分一体施設(環境ガイドライン第2部 1.(3)参照)である Coastal GasLink パイプライン(以下「CGL パイプライン」)・プロジェクトに係る JBIC の環境社会配慮確認が、環境ガイドラインに沿って行われたかどうかについての調査結果及び当事者間の対話の進捗状況について報告するものである。LNG カナダ・プロジェクト及び CGLパイプライン・プロジェクト(以下、両者を併せて「LNGカナダ等」という)について適用される環境ガイドラインは、2015 年 4 月版のものである。

LNG カナダについて異議申立がなされた時点において、LNG カナダに係る貸出は終了していた。そのため、当審査役は、JBIC による環境ガイドライン不遵守の事実として申立人から指摘されたもののうち、LNG カナダ等に関する JBIC によるモニタリングが環境ガイドラインに従ってなされているかを調査対象とした(詳細は、後述の 3 参照)。

1. 異議申立がなされたプロジェクトの概要

2025 年 7 月 25 日になされた異議申立に係るプロジェクトの概要は、以下のとおりである。

- (1) 国名：カナダ
- (2) 所在都市名：ブリティッシュ・コロンビア州(以下「BC 州」という。)キティマツ市
- (3) プロジェクト名称：LNG カナダ
- (4) 実施主体：カナダ国法人 LNG Canada Development Inc.
- (5) 概要：LNG カナダは、カナダ・BC 州キティマツにおいて、天然ガスの液化・輸出を行う LNG プラント(年産約 1,400 万トン(フェーズ 1))を建設・所有・操業する事業である。2018 年から建設工事が開始され、2025 年に操業を開始した。実施主体は LNG Canada Development Inc. であり、出資構成は Shell Canada Energy (40.0%)、PETRONAS (25.0%)、PetroChina (15.0%)、三菱商事株式会社(以下「三菱商事」という。)の子会社(15.0%)、Korea Gas Corporation(5.0%) となっている。JBIC は、三菱商事に対する LNG カナダのための資金の融資を 2021 年に決定し、同社に対して融資を行った。

本異議申立では、JBIC による環境ガイドライン不遵守の事実として、LNG カナダの不可分一体の施設とされる CGL パイプラインに係る事項が主張された。CGL パイプライン・プロジェクトの概要は、以下のとおりである。

- (1) 国名：カナダ

- (2) 所在都市名: BC 州グラウンド・バーチから同州キティマツト市まで(総延長 675km)
- (3) プロジェクト名称: CGL パイプライン
- (4) 実施主体: カナダ国法人 Coastal GasLink Pipeline Limited Partnership
- (5) 概要: CGL パイプラインは、カナダ・BC 州北東部のグラウンド・バーチから同州キティマツトに至る 675km の区間において、天然ガスを輸送するための陸上天然ガスパイプラインを建設・所有・操業する事業であり、キティマツトの LNG カナダ向けに天然ガスを供給することを目的とする。LNG カナダと近接した時期に建設が開始され、すでに操業に至っている。実施主体は Coastal GasLink Pipeline Ltd. であり、出資構成は、TC Energy Corporation (35%)、KKR 及び Alberta Investment Management Corporation (あわせて 65%) であり、LNG カナダの実施主体及びその出資者は資本参加していない。

2. 受理した異議申立における申立人の主張の概要

2.1 申立人の主張する具体的被害及び将来発生する相当程度の蓋然性がある被害 大きくは以下の3点について主張がなされている。

2.1.1 先住民族の権利侵害

カナダの憲法及び国際人権規範において求められているところの、自由意思による事前の十分な情報に基づく合意((Free, Prior, and Informed Consent)以下「FPIC」という。)を先住民族である Wet'suwet'en の世襲制首長(hereditary chief)から適切に得ずに、LNG カナダ等が進められたことは、先住民族の重大な権利侵害に当たる。

2.1.2 生態系の破壊

LNG カナダ等によって Wet'suwet'en の領域内で広範な生態系破壊が引き起こされている。670キロ以上にわたる CGL パイプラインは、原生林、湿地帯、サケの生息する数十もの河川を含む、高い脆弱性を有する環境を貫いている。このなかには、Wet'suwet'en の人々の生活、文化、統治に不可欠であり、最も深刻な影響を受ける生態系の一つである Wedzin Kwa(モリス川)が含まれる。

CGL パイプラインの着工以降、同プロジェクトは BC 州の環境基準違反を繰り返している。BC 州の行政当局は、侵食及び土砂の管理不備に対して 37 の警告及び 17 の命令を発出している。さらに、CGL には環境影響評価証明書の条件違反について 10 件の罰金が課されている。

2.1.3 気候影響

LNG カナダ等は、生態学的リスクにとどまらず、Wet'suwet'en Nation 及び他の先住民族コミュニティに対し、著しく不均衡な気候被害をもたらす。LNG カナダは年間数百万トンの二酸化炭素換算に相当する排出を発生させ、信頼に足るネットゼロ達成の道筋を欠くなかで、大気中に数十年にわたり残留する温室効果ガスを排出し続けることで、先住民族の土地と身体の脆弱性をさらに深刻化させる。

Wet'suwet'en の領域全体において、自然火災の発生時期の頻発化によって退避を余儀なくされ、コミュニティは有害な煙に覆われ、野生生物の生息地が破壊されている。温暖化する冬期、雪解けの早期化、不安定な水位が伝統的な漁業サイクルを乱し、先住民族の食料安全を脅かしている。こうした直接的な影響は、Wet'suwet'en の土地に基づく管理を実践し、伝統的資源にアクセスし、世代を超えた文化的知識を維持するという憲法で保護された権利を損なうものである。

2.2 指摘されている環境ガイドライン不遵守

大きく分けると、以下の9点である。

2.2.1 JBIC が LNG カナダと CGL パイプラインとの複合的・累積的な影響を評価しなかったこと(以下「申立事由 A」という。)

(1) 不遵守の条項

・第2部 1. (3) 第2項目

(2) 不遵守の事実

JBIC は、CGL パイプラインを LNG カナダの不可分一体の施設と認識した。そのため、LNG カナダ等を一体のものとして複合的・累積的な影響を評価すべき義務があったにもかかわらず、LNG カナダ等を別個のものとして取り扱う現地の規制手続に依拠し、その義務を果たさなかった。

2.2.2 JBIC が CGL パイプラインについて適切な基準を参照しなかったこと(以下「申立事由 B」という。)

(1) 不遵守の条項

・第1部 3. (4) ③

(2) 不遵守の事実

JBIC が依拠した BC 州の環境社会影響評価手続及びその承認は、CGL パイプライン・プロジェクトにおける繰返しの違反の存在、2019年に BC 州において成立した先住民族の権利宣言法よりも前のものであること、Wet'suwet'en の世襲制首長がプロジェクトに反対していることからすると不適切であったにもかかわらず、JBIC は再評価を行わなかった。JBIC は、先住民族の権利に関する重大な問題を踏まえると、先住民族の権利に関する国際連合宣言(以下「UNDRIP」という。)及び OECD 責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針を参照するべきであった。

2.2.3 JBIC が CGL パイプラインによる Wet'suwet'en への影響やその回避・軽減について十分に評価しなかったこと(以下「申立事由 C」という。)

(1) 不遵守の条項

- ・第 1 部 4. (3) カテゴリ A
- ・第 2 部 1. (8) 第 1 項目
- ・第 2 部 1. (8) 第 2 項目

(2) 不遵守の事実

CGL パイプラインについての現地の環境社会影響確認は、Wet'suwet'en への負の影響を適切に評価するものではなかった。JBIC は、それに依拠したため、Wet'suwet'en への負の影響を適切に評価しなかった。また、負の影響の軽減・是正のための明確な計画なしに、融資を行った。

2.2.4 JBIC が Wet'suwet'en との協議について十分に確認しなかったこと(以下「申立事由 D」という。)

(1) 不遵守の条項

- ・第 2 部 1. (8) 第 3 項目

(2) 不遵守の事実

JBIC は、Wet'suwet'en 世襲制首長らによる CGL パイプラインに対する反対は沈静化し、非常に小さいものであったと不正確に評価した。また、CGL パイプラインが LNG カナダの不可分一体の施設であるにもかかわらず、LNG カナダにおける先住民族との協議の枠組みを LNG ターミナル及び海上輸送ルートに地理的に近いグループに限定し、Wet'suwet'en の世襲制首長を協議の枠組みから除外した。

2.2.5 JBIC が CGL パイプラインについて Wet'suwet'en の FPIC がないにもかかわらず、それをあるものとして扱ったこと(以下「申立事由 E」という。)

(1) 不遵守の条項

- ・第 2 部 1. (8) 第 2 項目

(2) 不遵守の事実

CGL パイプラインが Wet'suwet'en の領域を横断し、Wet'suwet'en がその影響を受けるため、CGL パイプラインについては、Wet'suwet'en の FPIC が必要になる。Wet'suwet'en において土地の正当な権利者である世襲制首長は、同プロジェクトに同意していない。それにもかかわらず、JBIC は、融資を行った。

2.2.6 JBIC が生態系への影響の緩和策の検討のための専門家による評価を行わなかったこと(以下「申立事由 F」という。)

(1) 不遵守の条項

- ・第 2 部 1. (6) 第 1 項目
- ・第 2 部 1. (6) 第 2 項目

(2) 不遵守の事実

JBIC は、CGL パイプラインによる生態系、自然生息地への影響の緩和策の有効性を確保するために、専門家による評価を行う必要がある。しかし、それを行わず、同プロジェクトでは、堆積物の流出、湿地帯の損傷、魚類の生息地の破壊に対処するための十分な措置が講じられなかった。

2.2.7 JBIC が CGL パイプラインの環境への影響についてのモニタリングを十分に行わなかったこと(以下「申立事由 G」という。)

(1) 不遵守の条項

- ・第 1 部 4. (4) 第 1 段落

(2) 不遵守の事実

JBIC は、カテゴリ分類がカテゴリ A 及びカテゴリ B のプロジェクトについては、重要な環境影響項目について、一定期間、借入人を通じて、モニタリング結果の確認、監視を行う必要がある。しかし、CGL パイプラインについて、JBIC は、モニタリングの有効な実施や遵守の確保に失敗し、浸食、湿地帯破壊、水質汚染、水生生物への被害等が生じ、適切に対処されなかった。

2.2.8 JBIC が CGL パイプラインによる環境面の懸念についての第三者からの指摘に適切に対応しなかったこと(以下「申立事由 H」という。)

(1) 不遵守の条項

- ・第 1 部 4. (4) 第 3 段落
- ・第 1 部 4. (4) 第 5 段落
- ・第 2 部 1. (9) 第 4 項目

(2) 不遵守の事実

CGL パイプラインに関する環境や生態系についての多数の異議や懸念が Wet'suwet'en の世襲制首長、NGO、その他のステークホルダーから JBIC に伝えられたにもかかわらず、JBIC は議論のフォーラムを設けたり、ステークホルダーと連携したりせず、異議や懸念のほとんどが無視され、具体的な是正措置が講じられなかった。

2.2.9 JBIC が CGL パイプラインについての Wet'suwet'en からの FPIC が欠けているとの指摘に適切に対応しなかったこと (以下「申立事由 I」という。)

(1) 不遵守の条項

- ・第 1 部 4. (4) 第 3 段落
- ・第 1 部 4. (4) 第 5 段落
- ・第 2 部 1. (9) 第 4 項目

(2) 不遵守の事実

CGL パイプラインについて Wet'suwet'en による FPIC がないことや同プロジェクトに対する継続的な反対が Wet'suwet'en の世襲制首長、NGO、その他のステークホルダーから JBIC に多数回にわたって異議や懸念として伝えられたにもかかわらず、JBIC は議論のフォーラムを設けたり、ステークホルダーと連携したりせず、これらの異議や懸念のほとんどが無視され、具体的な是正措置が講じられなかった。

3. 予備調査の結果

要綱 V.2 に定める予備調査の結果は、別紙 1 のとおりである。当審査役は、予備調査の結果、本異議申立手続を開始する判断を 2025 年 8 月 26 日に行った。ただし、本異議申立は LNG カナダに係る貸出終了後になされたため、環境ガイドラインのモニタリング規定不遵守のみを指摘できるところ、申立事由 A～F は、モニタリング規定の内容には該当しないため、本調査の対象から除外した。残りの申立事由 G～I については、環境ガイドラインのモニタリング規定（環境ガイドライン第 1 部 4.(4)、第 2 部 1.(9)）の不遵守を指摘するものとして、本調査を行うこととした。

本異議申立は、実質的には、CGL パイプラインについての問題を指摘するものである。JBIC は CGL パイプラインではなく、LNG カナダに融資を行っていることから、手続開始の判断に当たって、手続開始要件のうち、CGL パイプラインが JBIC の投融資案件に該当するか（要綱 IV.1）について検討が必要となった。環境ガイドライン第 2 部 1.(3) は、JBIC が環境社会配慮について調査・検討をすべき影響について、「不可分一体の施設の影響」も含むものとしている（不可分一体の施設の定義については、環境ガイドラインの「よくあるご質問」（以下「環境ガイドライン FAQ」という。）の 3.12 で説明されている。）。LNG カナダによる天然ガスの液化、輸出のためには LNG カナダまでの天然ガスの輸送が必要であることから、CGL パイプラインは、LNG カナダの不可分一体の施設であって、不可欠といえる。そのため、この要件は満たされるものと判断した。

4. 事実関係調査の結果

4.1 環境ガイドライン遵守・不遵守に係る調査のための JBIC 投融資担当部署へのヒアリング

①ヒアリング実施日：2025 年 9 月 17 日、10 月 22 日

②ヒアリング内容：環境ガイドライン不遵守及び被害に関する申立人らの主張に対する JBIC の主張の整理、CGL パイプラインについて JBIC が実施したモニタリングの内容の確認

なお、JBIC による借入人、NGO 等との面談状況は、別紙 2 のとおりである。

4.2 環境ガイドライン遵守・不遵守に係る事実の調査結果

4.2.1 具体的被害及び将来発生する相当程度の蓋然性がある被害

4.2.1.1 先住民族の権利の侵害

申立人は、LNG カナダと不可分一体の関係にある CGL パイプラインが、先住民族である Wet'suwet'en の世襲制首長からの FPIC を得ないまま実施され、カナダ国内法上保障される先住民族の権利及び国際人権規範（特に国連先住民族権利宣言）に反していると主張する。

被害として主張されている FPIC の欠如については、環境ガイドライン遵守・不遵守に係る事実として争われているもの（4.2.2.4）と関連するため、ここでは、判断しないこととする。

4.2.1.2 生態系の破壊

申立人は、CGL パイプラインの建設・操業に伴い、河川横断工事や掘削作業等によって土砂流出、水質悪化、魚類生息地の破壊が生じ、脆弱な生態系に重大かつ回復困難な損害が既に発生している、または将来発生する相当程度の蓋然性があると主張し、被害が既に行政当局等によって確認されているとする。

確かに CGL パイプラインの建設に伴って従前の環境の状態ではなくなっており、また CGL パイプライン建設については種々の違反が行政当局によって認定され、多数の措置がとられていることが確認できる。この点において申立人の主張は根拠を持つものの、生態系について生じる具体的な被害とまでいえるものが示されておらず、また、行政当局による措置についても、これに対応して是正するための対策がとられている。そのため、具体的被害及び将来発生する相当程度の蓋然性がある被害は認められない。

4.2.1.3 気候影響

申立人は、LNG カナダ等の建設・操業によって大量の温室効果ガス排出がもたらされ、気候に影響し、重大で不均衡な被害をもたらすと主張する。具体的には、山火事、さらには、冬の温暖化・雪解けの早期化・水位の不安定化による漁業への影響をあげる。

しかし、LNG カナダ等によって申立人の主張するような被害が実際に生じ、または生じることを示す具体的な根拠を欠く。そのため、具体的被害及び将来発生する相当程度の蓋然性がある被害は認められない。

4.2.2 環境ガイドライン遵守・不遵守に係る事実の検討

4.2.2.1 本件における環境ガイドラインの遵守・不遵守の判断枠組

本件では、環境ガイドラインの遵守・不遵守については、モニタリング規定のみが判断対象となる。モニタリング規定の遵守・不遵守の判断をするにあたっては、プロジェクトそ

のものについての環境ガイドラインの規定の遵守・不遵守を判断するのではなく、適切にモニタリングを行ったか、モニタリングの結果の確認や第三者からの指摘を受けた対応が適切なものであったかが問われることになる。

申立人がモニタリング規定の不遵守の内容として主に指摘しているのは、JBIC が融資したプロジェクトについてではなく、その不可分一体の施設についてである。不可分一体の施設に関して、環境ガイドライン FAQ の 3.12 では、「不可分一体の施設の環境レビューは、同施設の建設される時期や立地も考慮しつつ、合理的と考えられる範囲内で実施」する旨を定めている。環境ガイドライン FAQ は、環境レビューについて解説するものではあるものの、その趣旨は、不可分一体の施設に係る調査・検討の範囲が時期や立地を踏まえて限定されるということにある。このことから、モニタリングについても、同様に、合理的と考えられる範囲内での実施が求められることになる。

また、不可分一体の施設の実施主体に対して行使できる JBIC の影響力は限定的となる場合がある。JBIC が不可分一体の施設のプロジェクトに対する融資を行っておらず、JBIC の融資先が不可分一体の施設の実施主体やその出資者ではなく、また、JBIC の融資しているプロジェクトが複数の出資者の参画により実施されている場合には、JBIC 及びその融資先は、環境ガイドラインを遵守する義務を負っていたとしても、それを実現するための手段はおのずと限定される。このような場合において JBIC が環境ガイドラインを遵守したか否かを判断するにあたっては、環境ガイドライン不遵守に当たるとして指摘されている事項の内容及び JBIC の融資先が不可分一体の施設の実施主体の意思決定に対して行使できる影響力の程度を踏まえ、環境ガイドラインの趣旨を実現するための相応の措置を JBIC が講じたか否かに着目することになる。

本件では、JBIC から LNG カナダへの投資のために融資を受けた三菱商事が LNG カナダの実施主体に対して有する出資持分は 15% であって、三菱商事は LNG カナダの実施主体の意思決定について支配的な影響力を行使できるわけではない。また、CGL パイプラインの実施主体は、LNG カナダの実施主体とは異なり、三菱商事を含む LNG カナダの出資者との資本関係はないことから、三菱商事が CGL パイプラインの意思決定に一定の影響力を行使できるに留まる状況といえる。

そうすると、本件においてモニタリング規定の JBIC による遵守・不遵守を判断するに当たっては、三菱商事が取りうる合理的で実効的な対応の範囲内において、モニタリングの結果の確認、必要に応じての適切な対応の促し等のモニタリングに係る行為を JBIC が行ったかどうかを検討すべきである。

4.2.2.2 申立事由 G（環境への影響についてのモニタリング）

申立人は、JBIC は重大な環境への影響について継続的にモニタリング結果の確認義務、監視義務があるにもかかわらず、モニタリングの有効な実施や遵守の確保に失敗し、浸食、湿地帯破壊、水質汚染、水生生物への被害等が生じたと主張する。

環境ガイドライン第 1 部 4.(4)によれば、JBIC は、カテゴリ分類がカテゴリ A 及びカテ

ゴリBのプロジェクトについて、重要な環境影響項目のモニタリング結果の確認を行い（第1段落）、必要に応じて、実施主体に対して適切な対応を促し（第3段落）、さらに、環境社会配慮に関し事態の改善が必要であると判断した場合には、出融資契約に基づき、適切な対応を要求するなどの措置を講じること（第5段落）が求められる。プロジェクトの実施主体が環境面において何らかの違反や不適切な行為を行ったとしても、そのことによって JBIC によるモニタリング規定の不遵守があるものとはされていない。

当審査役は、環境への影響についてモニタリング（第三者からの指摘に対する対応は除く。）として、JBIC が次の対応をしたことを確認した。すなわち、JBIC は、LNG カナダをカテゴリAと分類し、モニタリングにおいて、CGL パイプラインの環境影響評価証明書の付帯条件の遵守状況、また、大気や水質の測定値等について、定期的に借入人から報告を受けることとし、実際に借入人から定期的に報告を受けてその内容を確認していた。また、CGL パイプラインに関する環境面での違反あるいは不適切な行為についての行政当局による措置が取られた場合には、その措置に対して適切な是正策が講じられていることを、借入人から確認した。もっとも、JBIC は、報告を求めて適切に確認するように借入人に求めることを超えて、何らかの特別な対応をとるように借入人に促したり、求めたりしたことはない。

以上を踏まえると、JBIC はモニタリング結果の確認を行っていたと認められる。報告を求めて適切に確認するように借入人に求めることを超えて、JBIC は何らかの特別な対応を借入人に促したり、求めたりしたことがない点については、CGL パイプラインについて行政当局からの措置や指摘の件数が相当数にのぼるものの、同プロジェクトの実施主体は是正措置や改善のための対策を行っており、また、同プロジェクトが総延長 670 km を超えるものであることを踏まえると、特別な対応を促したり、求めたりすることが必要な状況であったともいえない。

従って、申立事由 G については、JBIC による環境ガイドラインの不遵守があったとは認められない。

4.2.2.3 申立事由 H（環境面の懸念についての第三者からの指摘への対応）

申立人は、CGL パイプラインに関する環境や生態系についての懸念を JBIC に伝えたにもかかわらず、JBIC は適切な対応をしなかったと主張する。

環境ガイドライン第1部 4.(4)の第3段落によれば、JBIC は、第三者等から環境社会配慮が十分ではないなどの「具体的な」指摘があった場合に一定の行動をとるものとされている。そのため、第三者からの環境や生態系についての懸念は、「具体的な」ものでなければならず、抽象的な環境破壊、気候変動への影響についての懸念は、これに該当しない。

当審査役が JBIC の記録及び説明に基づいて確認したところ、JBIC に伝えられた環境や生態系についての懸念の具体的な指摘は、CGL パイプラインについて現地の環境法令違反があるとして行政当局から措置が講じられたという NGO からの指摘のみであ

った。これ以外に、環境や生態系についての懸念として具体的なものがJBICに伝達されていたかどうかを申立人に照会したものの、申立人からの回答を得られなかった。

当審査役は、CGL パイプラインについて現地の環境法令違反があるとして行政当局から措置が講じられたという指摘について、JBIC が次の対応をしたことを確認した。すなわち、JBIC は、NGO からの指摘を受ける以前に、その指摘に係る事実を認識し、行政当局からの措置に対応するための実施主体による是正措置が講じられていることを確認し、指摘を行った NGO に対してその旨を説明し、意見交換を行った。

以上を踏まえると、JBIC は、環境ガイドラインのモニタリング規定において第三者からの具体的な指摘があった場合にとるべき行動をとったことが認められる。

従って、申立事由 H については、JBIC による環境ガイドラインの不遵守があったとは認められない。

4.2.2.4 申立事由 I（FPIC についての第三者からの指摘への対応）

4.2.2.4.1 申立人の主張

CGL パイプラインは先住民族 Wet'suwet'en の未譲渡領域 (unceded territory) を横断するため、カナダ国内法、UNDRIP、JBIC の環境ガイドラインによれば、Wet'suwet'en の FPIC が要求される。Wet'suwet'en の領域の正当な権利者である世襲制首長は同プロジェクトに同意をしていないにもかかわらず、同プロジェクトが行われた。この点を JBIC に伝えたにもかかわらず、JBIC は、適切な対応をしなかった。

4.2.2.4.2 当審査役が確認した JBIC の対応及びその判断の概要

(1) JBIC は、LNG カナダについての融資を検討する段階から、CGL パイプラインにおいて Wet'suwet'en の FPIC の有無が争われていることを認識し、この点について、LNG カナダの環境レビューにおいても審査を行い、その後は借入人を通じてのモニタリングを継続して行っている。モニタリングにおいては、JBIC は、Wet'suwet'en に関係する事情について報告を求めて適切に確認するように借入人に求めるに留まり、それを超えて何らかの特別な対応をとるように借入人に促したり、求めたりはしてはない。その主な理由は、以下の(2)～(4)の認識を有していたためであった。

(2) カナダの国内法には先住民族とのコンサルテーション義務 (Duty to Consult and Accommodate) が定められているのであって、先住民族からの同意取得は義務付けられておらず、FPIC については制度化されてはいないとの立場を前提として、JBIC は、BC 州の行政当局が環境影響評価において Wet'suwet'en に属する、世襲制首長及び CGL パイプライン周辺のバンド (band) との協議を CGL パイプラインの実施主体に義務付け、当該実施主体がこれらと協議をし、公選制首長と Capacity Funding Agreement 及び Impact Benefit Agreement の締結を行い、BC 州政府も公選制首長と天然ガスパイプラインに関しての Benefits Agreement を締結していること

から、問題がないとしていた。

(3) UNDRIP については、カナダでは制度化されてはいないものの、JBIC は、合意プロセス並びに BC 州及び CGL パイプラインの実施主体の対応は、その要請するところと整合性がとれているとした。

(4) 環境ガイドラインについては、JBIC は、CGL パイプラインは土地や資源に関する先住民族の諸権利に影響を及ぼすとして(環境ガイドライン第 2 部 1.(8)第 2 項目)、FPIC が必要なプロジェクトと考え、Wet'suwet'en が権原を主張する領域を CGL パイプラインが横断することから、Wet'suwet'en からの FPIC が環境ガイドライン上、必要になるとした。

そして、Wet'suwet'en の FPIC については、次の理由から、国際金融公社(以下、「IFC」という。)のパフォーマンス・スタンダードを参照して、成立していると判断した。まず、CGL パイプラインの実施主体は、Wet'suwet'en の世襲制首長及び関係する公選制首長との協議を行い、CGL パイプラインに近接して所在する Wet'suwet'en のすべてのバンド及び近接はしていない1つのバンドの公選制首長と Capacity Funding Agreement 及び Impact Benefit Agreement を締結し、同プロジェクトへの同意を得た。他方、Wet'suwet'en の世襲制首長からは同プロジェクトへの同意が得られていない。もっとも、同プロジェクトへの反対運動を受けて、世襲制首長、連邦政府、BC 州政府の間で、Wet'suwet'en の先住民族としての権利、土地に対する権利、土地利用計画や収益分配などを含む管轄について合意していくための協議開始を定める覚書が締結され、協議が進められている。そして、IFC のパフォーマンス・スタンダードにおいては、FPIC について普遍的な定義はないとし、コミュニティの一部に反対者がいても FPIC は成立し得るとされていることからすると、FPIC の成立は認められる。

4.2.2.4.3 関連する事情

(1) BC 州中西部に居住する先住民族である Wet'suwet'en は、構成員が 3000 人を超えると推定される(申立人に Wet'suwet'en の構成員の人数を照会したものの、回答は得られなかった。)。Wet'suwet'en は、カナダ政府または州政府との間で領域に関して条約を締結したことがなく、その領域は未譲渡領域(unceded territory)であると主張し、約 2 万 2 千平方キロメートルに及ぶ広大な範囲の土地について権原を主張している。もっとも、その主張する領域は隣接する先住民族とも重なりあっている。Wet'suwet'en が主張する先住民族権原(Aboriginal Title)は、法的にはいまだ確定されていない。

(2) Wet'suwet'en の統治構造は、伝統的な世襲制首長によるものと、カナダのインディアン法(Indian Act)に基づくバンドにおける公選制によるバンド評議会(band council)によるものの二重構造となっている。

伝統的な世襲制首長による統治構造のもとでは、Wet'suwet'en の構成員は 5 つの氏族(clan)と 12 あるいは 13 のハウス(house)に分けられる(それぞれのハウスは 5

つの氏族のいずれかに属する。ハウスの正確な数について申立人に照会したものの、回答は得られなかった。）。各ハウスには世襲制首長が存在し、意思決定は伝統的な儀礼制度である feast hall と呼ばれる集会において世襲制首長が協議のうえで決めるとされている。もっとも、Feast Hall における具体的な意思決定手続やその運用の詳細については、申立人に照会したものの、説明は得られなかった。また、世襲制首長には現在複数の空席があることが、後述する”Office of the Wet’suwet’en”の web ページにおいて示されており、CGL パイプラインに関係する時期において生じた世襲制首長の空席の状況、空席の理由、空席時におけるハウスの代表方法や feast hall における扱いを申立人に照会したものの、説明は得られなかった。

世襲制首長は”Office of the Wet’suwet’en”という組織を設け、この組織が世襲制首長の活動の窓口となっている（ただし、Dark House は、Office of the Wet’suwet’en から途中で脱退した。）。

インディアン法に基づくバンド評議会による統治構造については、バンドが基礎となる。先住民族には保留地(reserve)が設定され、1 または複数の保留地をもとにバンドが組織される。先住民族に属する個人は、いずれかの適格なバンドに登録することでバンド構成員となることができ、登録にあたって保留地への居住は要件とされず、保留地外に転居してもバンドの構成員の資格を維持できる。バンドには、選挙で選ばれた首長(Chief)及び評議員からなるバンド評議会が設置され、その管轄に属する保留地について自治体に類似した行政的権限を行使する。Wet’suwet’en に属するバンドは 6 つであり、そのうち 4 つは CGL パイプラインのルートから 2km 以内にバンドに属する保留地が位置し、残る 2 つは CGL パイプラインのルートから 30km 以上離れた場所にその保留地が位置している。

(3) CGL パイプラインは、Wet’suwet’en が権原を主張する領域を通過するものの、Wet’suwet’en に属するバンドの保留地は通過しない。

(4) CGL パイプラインの環境影響評価において、BC 州の行政当局は、影響を受ける先住民族グループを特定し、影響の度合いに応じた協議(consultation)の実施を CGL パイプラインの実施主体に義務付ける命令(以下「Section 11 Order」という。)を出した。そこでは、協議すべきグループとして、Wet’suwet’en に関して、世襲制首長については Office of the Hereditary Chiefs of the Wet’suwet’en、Dark House を、バンドについてはパイプラインのルートから 2km 以内に位置するバンド 4 つを指定した。

CGL パイプラインの実施主体は、Office of the Hereditary Chiefs of the Wet’suwet’en らの世襲制首長と協議を開始したものの(Office of the Hereditary Chiefs of the Wet’suwet’en については、協議に要する費用に充てるための金銭の支払を同プロジェクトの実施主体から受けた。)、世襲制首長が文化的・環境的影響を回避するために求めたパイプラインのルート変更を拒否したために、世襲制首長からの CGL パイプラインに対する同意を得られなかった。拒否された後も、CGL

パイプラインの実施主体は、世襲制首長に対する接触を継続的に行っている。

世襲制首長の間においては、CGL パイプラインをめぐる争いがあった。賛成の立場であった 2 名の世襲制首長と 1 名の世襲制副首長がいたものの、途中でそれらの者の地位が他の世襲制首長によって剥奪され、剥奪された地位には別の者が就くか、空席のままとされ、地位を剥奪された者がその剥奪が Wet' suwet' en の伝統に則らないものであるとして異議を唱えていることが伝えられている。

CGL パイプラインの実施主体は、Section 11 Order によって協議を義務付けられたバンド 4 つと協議のうえで、そのすべてのバンドの公選制首長と Project Agreements を締結し、CGL パイプラインについての合意形成を図った。また、Wet' suwet' en のバンドのうち Section 11 Order によって協議も通知も義務付けられていなかったバンドの 1 つである Witsset First Nation (旧 Moricetown First Nation) とも協議を行い、その公選制首長と Capacity Funding Agreement 及び Impact Benefit Agreement を締結して、CGL パイプラインについての合意形成を図った。同プロジェクトの実施主体と Agreements を締結したこれらのバンドは、BC 州政府と CGL パイプラインについて、Natural Gas Pipeline Benefits Agreements を締結した。

CGL パイプラインを巡っては、Wet' suwet' en の反対派の世襲制首長などによって工事を阻止するための活動が行われた。CGL パイプラインの実施主体は、工事の阻止を排除するために、BC 州最高裁判所から 2018 年 12 月に暫定的差止命令(interim injunction)を、2019 年 12 月に中間的差止命令(interlocutory injunction)を得て、これらの命令がカナダ連邦警察(RCMP)によって執行され、反対派の人々の強制排除が行われた。

CGL パイプラインに対する抗議活動が行われていた状況において、2020 年 5 月、Wet' suwet' en の世襲制首長は、連邦政府及び BC 州政府との間で、覚書を締結した。この覚書は、Wet' suwet' en の権利と権原が Wet' suwet' en の統治システムの下にある Wet' suwet' en のハウスによって保持されていることを連邦政府及び BC 州政府が承認し、Wet' suwet' en Nation の再統合、土地利用計画、収益分配などの様々な事項についての管轄の移譲に関する合意を目指して交渉を行っていくことを定めたものである。Wet' suwet' en の公選制首長 5 名(いずれも、同プロジェクトの実施主体と Agreements を締結した公選制首長)は、この覚書について、Wet' suwet' en の構成員や公選制首長を排除した手続により結ばれたものであるとして、異議を表明し、覚書による交渉を中止し、公選制首長らを含めた議論をするように要求した。覚書に基づく世襲制首長と連邦政府及び BC 州政府との交渉は継続中であるものの、覚書に定められた予定よりも大幅に遅延していることが窺われる。

(5) 本異議申立の申立人 2 名のうち、1 名は Wet' suwet' en の世襲制首長の一人であり、残る 1 名は、Wet' suwet' en に属するバンドのうち、CGL パイプラインの実施主体と Project Agreements を締結していないバンドの副首長である。

4.2.2.4.4 判断

4.2.2.4.4.1 カナダ国内法について

カナダにおいては、1982 年憲法第 35 条により先住民族の権利を承認・確認し、これを具体化するものとして、判例法により先住民族との「コンサルテーション義務 (Duty to Consult and Accommodate)」が確立し、先住民族の権利や権原 (権利や権原が法的に確定している場合だけでなく、主張されている段階のものも含む。) に悪影響を及ぼす可能性のある行為を政府が行う際には、誠実な協議の義務と悪影響の回避・緩和の配慮を検討する義務が生じる。判例法によれば、このコンサルテーション義務は、権利主張の強さと影響の重大性に応じた程度のコンサルテーションを行わなければならない義務であり、土地について先住民族権原 (Aboriginal Title) が法的に確立している場合には例外的な場合を除いては先住民族側の同意が必要になるものの、そうでない場合には、先住民族から同意を得なければならないというものではない。また、コンサルテーション義務の手続的側面を民間事業者に委託することが、判例法で認められている。

なお、連邦では、UNDRIP 宣言法が 2021 年に成立し、同法により、連邦法を UNDRIP と整合的に解釈・発展させることが宣言され、連邦政府に UNDRIP の目的を達成するための行動計画の策定と進捗報告が義務づけられた。また、BC 州においては、先住民族の権利宣言法が 2019 年に成立し、同法により、BC 州の法律を UNDRIP と整合させるための措置をとること、UNDRIP の目的を達成するための行動計画の策定と進捗報告が州政府に義務付けられ、先住民族と州政府が一定の事項について共同意思決定を行えるようにするための協定締結ができるものとされた。これらの法律は、CGL パイプラインについて必要な許認可が出された後のものである。

カナダ国内法における規律を踏まえると、CGL パイプラインについては、Wet'suwet'en の先住民族権原が法的には確定されていない状況のもとで、同プロジェクトによって影響を受ける Wet'suwet'en の世襲制首長およびバンドの公選制首長と同プロジェクトの実施主体との間での協議が実施され、世襲制首長からは同意が得られていないものの、バンドの公選制首長からは同意が得られている。そうすると、国内法におけるコンサルテーション義務は果たされているといえる。申立人は FPIC がカナダ国内法から要求されると主張するが、そもそもカナダ国内法上、FPIC は要求されておらず、また、Wet'suwet'en の先住民族権原が法的には確定していないために、コンサルテーション義務の程度として同意に近いものまでが要求されるとはいえない。

以上を踏まえると、カナダ国内法上、要求される FPIC がないとする指摘について、JBIC は、環境レビュー及びモニタリングを通じて、借入人に対する伝達、その指摘に係る事項の確認を行い、指摘については問題がないことを確認しており、さらなる対応が必要であったとはいえない。

4.2.2.4.4.2 国際規範について

環境ガイドライン第 2 部 1.(8)第 2 項目は、先住民族の諸権利が「先住民族に関する国際的な宣言や条約の考え方に沿って尊重される」べきことを要求し、環境ガイドライン FAQ3.16 は、この「国際的な宣言」に UNDRIP が該当するとしつつ、UNDRIP は遵守が要求される国際基準ではないことを明らかにしている。UNDRIP 第 32 条第 2 項では、国家は、先住民族の土地、領域に影響を与えるプロジェクトを承認するに先立ち、先住民族自身の代表機関を通じて、その自由で情報に基づく合意を得るため、先住民族と誠実に協議かつ協力する旨が定められている。この考え方は、カナダ国内法におけるコンサルテーション義務や環境ガイドライン自体における FPIC の要求によって十分に取り込まれているといえる。そのため、これのみを独立して検討する必要はない。

4.2.2.4.4.3 環境ガイドラインについて

(1) 環境ガイドライン第 2 部 1.(8)第 2 項目は、プロジェクトが土地及び資源に関する先住民族の諸権利に影響を及ぼす場合には FPIC が得られていなければならないことを定める。そして、環境ガイドライン FAQ3.17 は、「伝統的に所有され、または慣習的に利用されてきた土地にプロジェクトが立地し…かつ負の影響が想定される場合」には FPIC が要求されるとし、FPIC の内容に関して、「FPIC は、普遍的に受け入れられた定義がある表現ではありませんが、通常の協議や参加の手續に加え、事業者と先住民族の影響を受けるコミュニティ間での誠実な交渉を通じて構築されていくものと考えています。もっとも、ここにいう「合意」は必ずしも全員の合意を必要とするものではなく、例えコミュニティの中の個人やグループが明示的に反対している場合であっても達成されうるものと考えています。」と説明している。

(2) そして、環境ガイドライン FAQ3.17 の FPIC に関する上述の考え方は、IFC のパフォーマンス・スタンダード 7 における FPIC の解釈に沿うものであると説明されている。そこで、環境ガイドラインで要求される FPIC の内容を考えるにあたって、パフォーマンス・スタンダードを参照する。

本異議申立に関連する事項として、パフォーマンス・スタンダードやその解説であるガイダンスノートには、次のような記載がある。

パフォーマンス・スタンダード 7 の「参加と同意」10.は、プロジェクトへの先住民族の関与プロセスについて、文化的適切性を考慮した方法で実施し、先住民族の代表機関（長老会議、村評議会等）を関与させるべきであると規定している。これに関連して、ガイダンスノート 7「先住民族」GN17.は、そのプロセスがコミュニティの既存の慣習的な機関及び意思決定プロセスを基盤として構築されるべきとする。

同ガイダンスノート GN22.は、FPIC に向けたプロセスにおいて、特定の個人やサブグループに対して、プロジェクトへの拒否権を付与するものではないとする。

同ガイダンスノート GN33.は、FPIC を、プロジェクトについてのコミュニティの集団的な立場を構築し、合意するプロセスであるとする。また、集団的なコミュニティの同意は、影響を受けるコミュニティ全体から導き出されるべきであるとし、さらに、FPIC による合

意とは、コミュニティがその関与プロセス及び決定の正統性について、広範な合意に達したことを指すと説明する。

同ガイダンスノート GN36. (ii)は、FPIC 設計の際の考慮事項として、行政上のリーダーと伝統的なリーダーが異なる場合などには、FPIC は利害関係者のサブグループのより多くの数や、代表性に依拠すべきであるとする。

(3) JBIC は、環境ガイドラインによって要求される FPIC が無いとする指摘について、借入人に対する伝達、その指摘に係る事項の確認を環境レビュー及びモニタリングを通じて行い、指摘については問題がないとした。そして、Wet'suwet'en に関係する事情について報告を求めて適切に確認するように借入人に求めるに留まり、それを超えて何らかの特別な対応をとるように借入人に促したり、求めたりしてはいない。そこで、何らかの特別な対応をとるように借入人に促したり、求めたりしていないことについて、必要に応じての適切な対応を促すなどの措置をとるべきことを定める環境ガイドラインのモニタリングの規定(第 1 部 4.(4)第 3 段落、第 5 段落)に照らして検討することになる。

CGL パイプラインについて、Wet'suwet'en の世襲制首長は、同プロジェクトの実施主体との協議を開始したものの、パイプラインのルート変更が受け入れられておらず、プロジェクトに反対している。もっとも、世襲制首長に空席があり、また、プロジェクトに賛成していた世襲制首長の地位が剥奪されたと窺えることから、プロジェクトの反対が世襲制首長全体の安定した合意であるかについては相当程度の留保が必要である。他方、プロジェクトに関係する Wet'suwet'en のバンドの公選制首長は全員が賛成している。そのため、Wet'suwet'en 内における意思決定プロセスは分断され、複雑な状況にある。

パフォーマンス・スタンダードは、文化的適切性を考慮し、既存の慣習的な機関や意思決定プロセスを基盤とした先住民族の関与を定めている。そして、Wet'suwet'en においては、伝統的には、世襲制首長が意思決定を行ってきたようであり、連邦政府及び BC 州政府との 2020 年 5 月の覚書においても世襲制首長が当事者とされ、Wet'suwet'en の権利と権原が Wet'suwet'en の統治システムの下にある Wet'suwet'en のハウスによって保持されていることが承認されていることからすると、世襲制首長は単なる部族の一構成員ではなく、コミュニティにおける重要な利害関係者であるといえる。もっとも、影響を受ける Wet'suwet'en の構成員の意向を世襲制首長がどの程度代表しているかについては、申立人から回答が得られなかったため明らかではない。

他方で、CGL パイプラインによって影響を受けるバンドの公選制首長は、全員がプロジェクトに賛成している。これらの公選制首長は、バンドの構成員を代表する立場にある。もっとも、一部のバンドでは CGL パイプラインに対する構成員の賛否が問われて賛成が圧倒的多数であったようであるものの、実際の構成員の多数意向が具体的にどのようなものであるかについては、詳細が明らかではない。

環境ガイドラインや IFC のパフォーマンス・スタンダード、それらの解説に基づくと、FPIC はコミュニティに反対者がいたとしても成立するとされ、また、特定の個人に拒否権

を与えるものではなく、さらに、行政上の指導者と伝統的な指導者が異なる場合であっても、双方の同意を必須とせず、より多くの数のサブグループに依拠することが指摘されていることからすると、Wet'suwet'en において世襲制首長が反対していたとしても、FPIC の成立は妨げられない。しかしながら、世襲制首長は単なる一構成員を超えてコミュニティにおける重要な利害関係者である以上、プロジェクトについての協議が世襲制首長と行われ、当該協議やそこから派生した協議・接触が現在も継続していたとして、世襲制首長が同意していない以上、バンドの公選制首長の同意のみをもって直ちに FPIC が成立したと捉えることもできない。

そうすると、世襲制と公選制の首長の間で意見が対立する状況下で FPIC が成立しているというためには、プロジェクトに対するコミュニティからの広範な支持があるということが明確な資料によって示されるかを検討することになる。ところが、CGL パイプラインについては Wet'suwet'en の影響を受けるコミュニティのサブグループまたは構成員の間においてプロジェクトへの広範な支持があったことを裏付ける具体的かつ明確な資料は入手できていない。

本件では関係するバンドの公選制首長全員が CGL パイプラインに同意している一方で、コミュニティの構成員の間の同プロジェクトへの広範な支持があったかという過去の意思決定の記録を遡ることは困難であるし、現時点で広範な支持の有無を再調査することもそのこと自体に弊害が予想される。また、三菱商事と同プロジェクトの実施主体との関係を踏まえるならば、FPIC が欠如しているとして同プロジェクトの中止を求めることも現実的な選択肢ではないことからすると、世襲制首長の同意がない現状においては、合意形成に向けたプロセスを継続していくしかない。そして、現在、連邦政府と BC 州政府との間で土地を巡る問題について交渉をしている最中であり、同プロジェクトの実施主体も世襲制首長への接触を行っているところである。このような状況下では、世襲制首長との接触を行って協議へとつなげることを超えた対応をとるように、借入人が同プロジェクトの実施主体に求めることは、合理的とも実効的なものとも思われない。そうすると、JBIC についても、Wet'suwet'en に関係する事情について報告を求めて適切に確認するように借入人に求めることを超えて、何らかの特別な対応をとるように借入人に促したり、求めたりすることは、モニタリング規定上、必要であったとはいえない。

4.2.2.4.4.4 情報の提供、議論の場

JBIC が利害関係者への十分な情報の提供をせず、議論の場を設けなかったという申立人の主張については、CGL パイプラインの実施主体による接触がなされ、連邦政府および BC 州政府とも覚書に基づく交渉が現在も行われており、根拠がない。

4.2.2.4.4.5 小括

従って、申立事由 I については、JBIC による環境ガイドラインの不遵守があったとは認められない。

4.2.3 環境ガイドライン遵守・不遵守に係る事実と具体的被害・将来発生する相当程度の蓋然性がある被害との因果関係

上記のとおり、申立人が主張する具体的被害及び将来発生する相当程度の蓋然性がある被害は認められず、かつ、JBIC による環境ガイドラインの不遵守は認められないことから、環境ガイドライン遵守・不遵守に係る事実と具体的被害の因果関係も認められない。

4.2.4 最終結果

以上のとおり、調査の結果、申立人に対する具体的被害及び将来発生する相当程度の蓋然性がある被害は認められなかった。また、JBIC による環境ガイドラインの不遵守は認められなかった。

5. 対話促進

5.1 対話の促進に関する当事者の合意状況及び当事者間で行われた対話の記録

申立人に対して、CGL パイプラインの実施主体との対話を希望するかを問い合わせたものの、申立人からは希望の有無について回答がなかったため、対話は行われなかった。

5.2 当事者間の対話の結果

対話は行われておらず、合意は成立していない。

5.3 更なる斡旋の必要性

CGL パイプラインは JBIC の融資案件でなく、その実施主体は JBIC と直接の関係を有していないことに加えて、申立人からの対話の促進についての希望が示されなかったことを踏まえると、CGL パイプラインに関する対話について、更なる斡旋の必要性はない。

6. 環境ガイドライン担当審査役の判断の根拠となった主な資料等のリスト

6.1 申立人(代理人含む)から JBIC や当審査役に送付された書簡、提供資料等

受領日 レター日付	発出者	レター標題、内容等
2021/5/26	Wilderness Committee 他計 22 団体	Urging JBIC to reject financing for the LNG Canada project and adopt strong

		climate policies
2021/7/27	JACSES 他計 13 団体 (※対象に豪州ガス2案件含む。本邦スポンサーの株主や本行発行債券発行幹事など投資家・金融機関向け)	事業者及び国際協力銀行(JBIC)に対してカナダ及びオーストラリアの新規ガス事業に関与しないようエンゲージメントを求める要請書
2021/8/6	FoE Japan 他計 5 団体	LNG カナダ事業に関する要請書の提出に関しまして
2021/10/29	FoE Japan 他計 5 団体	【抗議声明】国際協力銀行及び民間銀行は LNG カナダ事業への融資撤回を！ COP26 直前の気候危機、先住民族の権利を無視した公的融資決定に強く抗議
2021/11/10	FoE Japan 他計 93 団体	【抗議声明】国際協力銀行及び民間銀行は LNG カナダ事業への融資撤回を！ COP26 直前の気候危機、先住民族の権利を無視した公的融資決定に強く抗議
2021/11/24	FoE Japan	【緊急声明】日本の官民は LNG カナダ事業から撤退を コースタル・ガスリンク・パイプラインで深刻な人権侵害

6.2 その他資料

- ・ Environmental Monitoring Report dated April, 2022
- ・ Environmental Monitoring Report dated April, 2023
- ・ Environmental Monitoring Report dated April, 2024
- ・ *Wet'suwet'en Treaty Office Society v. British Columbia (Environmental Assessment Office)*, (British Columbia Supreme Court, Interim Injunction, April 2021)
- ・ *Coastal GasLink Pipeline Ltd. v. Huson* (British Columbia Supreme Court, Interim Injunction, December 2018)

- *Coastal GasLink Pipeline Ltd. v. Huson* (British Columbia Supreme Court, Interlocutory Injunction, December 2019)
- LNG CANADA EXPORT TERMINAL PROJECT SUMMARY ASSESSMENT REPORT May 6, 2015
- LNG CANADA EXPORT TERMINAL PROJECT ASSESSMENT REPORT October, 2014
- ABORIGINAL CONSULTATION PLAN LNG CANADA PROJECT August, 2013
- GENERAL PERMISSIONS, AUTHORIZATIONS AND CONDITIONS July 3, 2020
- ENVIRONMENTAL ASSESSMENT CERTIFICATE # E15-01 June 17, 2015
- ENVIRONMENTAL ASSESSMENT CERTIFICATE # E14-03 October 23, 2014
- Memorandum of Understanding Between Canada, British Columbia and Wet'suwet'en as agreed on February 29, 2020
- Statement from Wet'suwet'en Elected Leadership Regarding Wet'suwet'en Memorandum of Understanding
- House of Commons of Canada, Standing Committee on Indigenous and Northern Affairs, Evidence (official script of proceedings) (43rd Parliament, 1st Session, March 2020)
- Performance Standard 7, Indigenous Peoples, International Finance Corporation, January 1, 2012
- Guidance Note 7, Indigenous Peoples, International Finance Corporation's Guidance Notes: Performance Standards on Environmental and Social Sustainability, January 1, 2012

別紙1：予備調査の結果

検 討 結 果

1. 申立書の形式要件

全ての項目につき日本語、英語または申立人所在国公用語で記載あり。	✓
記載が十分でない項目あり。 (記載が十分でない項目名：)	

2. 手続開始要件

(1) 申立人の要件

異議申立はプロジェクト所在国の2人以上の住民によりなされている。	✓
異議申立が上記要件を満たさない。	
本人により異議申立が行われていることが確認できない。	

(2) 対象プロジェクト

申立書から対象プロジェクトを特定した結果、当行の投融資案件であることが確認されている。	✓
申立書から対象プロジェクトを特定した結果、当行の投融資案件でないことが確認されている。	
申立書から対象プロジェクトを特定できない。	

JBIC の融資は LNG カナダ・プロジェクトを対象としており、CGL パイプラインに直接向けられたものではない。しかしながら、同パイプラインはプロジェクトの運営に不可欠である。したがって、この要件は満たされている

(3) 期間

融資契約調印後、貸出が終了するまでの期間に異議申立がなされている。	
異議申立受付期間以前に異議申立がなされており、投融資担当部署に移送することが適当。	
貸出終了後に異議申立がなされており、当行のモニタリングに関するガイドライン不遵守が指摘されている。	✓

貸出終了後に異議申立がなされているが、当行のモニタリングに関するガイドライン不遵守の指摘がない。	
--	--

(4) 申立人に対して生じた具体的被害または将来被害が発生することの
相当程度の蓋然性

申立人に対する直接的で被害または将来被害が発生する相当程度の蓋然性について記載あり。	✓
申立人に対する直接的で被害または将来被害が発生する相当程度の蓋然性についての記載がない。	

(5) 当該案件と被害との因果関係

因果関係に関する記述は相当程度合理的である。	✓
因果関係に関する記述につき相当程度の合理性が認められない。	

(6) プロジェクト実施主体との協議の事実

申立人はプロジェクト実施主体に対話に向けた努力を行っている。	✓
申立人にはプロジェクト実施主体との対話に向けた努力を行うことができないやむを得ない事情がある。	
申立人はプロジェクト実施主体に十分な対話の呼びかけを行っていないため、まず、申立人は対話の呼びかけを行うべきである。	

(7) 当行との協議の事実

申立人は当行投融資担当部署と協議を行っている。	✓
申立人は当行投融資担当部署に十分な対話の呼びかけを行っていないため、まず、申立人は協議の申入れを行うべきである。	

(8) 濫用の防止

濫用目的で異議が申し立てられているという懸念はない。	✓
濫用目的で異議申立が行われている懸念があり、手続開始は適当でない。	
申立書に重大な虚偽記載が認められる。	

(濫用目的と思われる根拠・虚偽記載事項を記述：)

3. 追加情報(任意記載事項)

(1) 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項及び不遵守の事実

不遵守の条項及び事実について相当程度合理性が認められる記載がなされている。	✓
不遵守の条項及び事実についての記載に相当程度の合理性が認められない。	

JBIC の融資は既に終了しているため、手続の範囲はモニタリングに関連する事項に限定され、具体的には次のとおりである。

1. 自由で事前の十分な情報に基づく同意(FPIC)の欠如に関する指摘事項に対する JBIC の不十分な対応。
2. 環境問題に関する指摘事項に対する JBIC の不十分な対応
3. 浸食、土砂管理の不備、湿地破壊、水質汚染に関して、JBIC が効果的なモニタリングを実施せず、CGL によるコンプライアンスを確保できなかったこと。

(2) ガイドライン不遵守と具体的被害との因果関係

因果関係に関する記述は相当程度合理的である。	✓
因果関係に関する記述につき相当程度の合理性が認められない。	

以 上

別紙2：JBIC による借入人、NGO 等との面談状況

1. JBIC による借入人等との面談

日付	概要
2022/3/31	借入人との面談
2022/10/17-18	借入人子会社との面談
2023/3/15	借入人との面談
2024/1/25	借入人との面談
2025/1/30	借入人との面談
2025/10/7	借入人との面談

2. JBIC による NGO 等との面談

日付	概要
2021/4/19	NGO との面談
2021/5/11	Wet'suwet'en の世襲制首長、NGO との面談
2021/7/20	NGO との面談
2021/8/27	NGO との面談
2021/10/7	NGO との面談
2021/12/23	NGO との面談
2025/2/7	Wet'suwet'en の世襲制首長他（本異議申立の申立人）、NGO との面談

以 上